

**台風 15 号により被害に遭われた
市民の皆さまへ
【第5版】**



磐田市

令和5年4月1日現在

まずは、ご相談ください！

1 災害に関することについて

災害に関すること(危機管理課) 電話:0538-37-2114

台風15号の災害に関することは危機管理課までお問い合わせください。

2 災害に伴う生活相談について

◇ 磐田市安心つながり相談

(市民相談センター) 電話:0538-37-4746 ※平日 8:30~17:15

◇ 令和4年度台風15号何でも無料電話相談

(静岡県弁護士会) 電話:054-252-0008 ※平日 10:00~16:00

◇ その他無料電話相談

(静岡県司法書士会) 電話:054-289-3704 ※平日 14:00~17:00

(磐田地区労働者福祉協議会) 電話:0538-32-2706 ※平日 9:30~12:30

「罹災証明書は何に使う?」、「支援金ってもらえる?」、「被災した住宅のローンはどうしたら?」など生活における分からないことや不安なことを専門家がお聞きしますので、ご相談ください。

3 ころとからだのケアについて

◇ ころとからだの相談(健康増進課) 電話:0538-37-2013

復旧作業や環境の変化などにより、「気分が落ち込んだり、眠れなかったりすることがある」、「少し話を聞いて、気持ちを整理したい」など、体の不調や不安を感じることがありましたら、ご相談ください。

4 住宅や事業所等の再建について

住宅や事業所等の再建に関する相談(都市計画課) 電話:0538-37-4935

(建築住宅課) 電話:0538-37-4899

被災した住宅や事業所等の再建に向けて、市街化調整区域での建て替えや移転をお考えの方は、都市計画法の手続きが必要になりますので、都市計画課までお問い合わせください。

また、「昭和56年以前に建築した木造住宅の解体」又は「がけ地等に近接した住宅の移転」をお考えの方は、支援制度がありますので、建築住宅課までお問い合わせください。

5 災害ごみの処理について

災害ごみ等に関する相談(ごみ対策課)

電話:0538-35-3717

災害ごみの処理は、下記施設をご利用ください。

【可燃ごみ】磐田市クリーンセンター(磐田市刑部島 301)

【不燃ごみ】中遠広域粗大ごみ処理施設(磐田市新貝 59-1)

6 道路等の危険箇所などについて

道路等の危険箇所に関する相談(道路河川課)

電話:0538-37-4808

道路や路肩の舗装の欠損など、安全な通行を妨げる道路等の危険箇所などがありましたら、道路河川課までご連絡ください。

7 被災者支援制度を受ける前に、罹災証明書・被災証明書が必要か確認しましょう

「罹災証明書」・「被災証明書」は、ご自宅や事業所などが被災されたことを証明する大切な書類です。支援制度を受ける際に、証明書の確認等が求められる場合がありますので、お早めに申請ください。

罹災証明書・被災証明書の申請について

証明書	概要	対象者	申請に必要な書類	申請方法・ 期限	担当課
罹災 証明書	住家の被害の程度を判定し証明します。 ※罹災証明書は、生活再建支援金の申請、税金の減免、各種融資の申請、共済金の支払請求等に提出を求められる場合があります。なお、生命保険・損害保険の保険金等の請求にあたっては原則不要です。 ※床下浸水など「準半壊（一部損壊）」に同意できる場合は、自己判定方式で、現地調査を行わず比較的早く発行できます。	住家に被害を受けた方	①罹災証明申請書 ②建物全体・被害場所の写真 ③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証等）	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③電子申請  【申請期限】 当面の間	市税課 本庁舎 (1階) 0538- 37-4809
被災 証明書	住家以外の建物・土地・構築物・動産（車両や家財）について、被災の状況を市に届け出た事実を証明します。 ※被害の程度の判定はありません。	住家以外の建物・土地・構築物・動産（車両や家財）に被害を受けた方	①被災証明申請書 ②被害状況が分かる写真（全体・損傷部分等を複数枚） ③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証等）	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③電子申請  【申請期限】 当面の間	
被災 証明書 (農作物)	農地や農作物が被害を受けた事実を証明します。 ※被害の程度の判定はありません	農地の所有者 農作物の耕作者	①被災証明申請書 ②被害状況が分かる写真（全体・損傷部分等を複数枚）	【申請方法】 ①窓口 ②郵送 ③電子申請  【申請期限】 当面の間	農林水産課 西庁舎 (1階) 0538- 37-4813

台風15号に伴う磐田市の被災者支援制度一覧

令和5年4月1日時点

No.	区分	罹災証明書等区分 支援制度	床上浸水・土砂					床下 浸水	申請期限	問合せ先
			全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊		
1	(1) 吊 慰金・ 見舞金 の支給	災害弔慰金の支給	/	/	/	/	/	/	当面の間	福祉課 ☎0538-37-4814
2		災害障害見舞金の支給	/	/	/	/	/	/	当面の間	
3		災害見舞金の支給	○	○	○	○	○	/	当面の間	
4		災害見舞金の支給 (日赤磐田市地区)	○	○	○	○	○	/	当面の間	
5		被災者生活再建支援金の支給	○	○	○	解体に 限る	/	/	令和5年10月22日	
6		被災者生活再建支援金の支給 (市単独事業)	/	/	/	○	/	/	令和5年10月22日	
7	(2) 住宅に 関する 支援	住宅の応急修理	○	○	○	○	○	/	令和5年9月22日 ※完成期限	建築住宅課 ☎0538-37-2706
8	(3) その他 の支援	災害廃棄物の処理手数料免除	○	○	○	○	○	○	当面の間	ごみ対策課 ☎0538-35-3717

8 被災者支援制度の申請について

(1) 弔慰金・見舞金の支給

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・期限
【No.1】 災害弔慰金の支給	災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給します。 その死亡に関し災害弔慰金を受けとることができることとなる者の生計を主として維持していた場合:500万円 その他の場合:250万円	災害により死亡した市民(市内に住所を有した者)の遺族	磐田市生活復旧支援の振込口座申出書	【申請方法】 ○窓口 【申請期限】 当面の間
【No.2】 災害障害見舞金の支給	災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定した時を含む。)に以下に掲げる程度の障害があった場合に支給します。 一 両眼が失明したもの 二 咀嚼しやく及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を全廃したもの 七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢の用を全廃したもの 九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの 属する世帯の生計を主として維持していた場合:250万円 その他の場合:125万円	災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定した時を含む。)に左欄の一～九に掲げる程度の障害がある市民(市内に住所を有した者)	磐田市生活復旧支援の振込口座申出書	【申請方法】 ○窓口 【申請期限】 当面の間
【No.3】 災害見舞金の支給	災害により被害を受けた市民に対し、その被害の程度に応じて見舞金を支給します。 死亡した場合:一人につき100,000円 住居が全壊又は流出した場合:一世帯につき50,000円 住居が半壊した場合:一世帯につき30,000円 床上浸水した場合:一世帯につき10,000円 住居の便槽(汲取り式トイレ)が浸水し、使用できなくなった場合 1世帯のくみ取りに要する経費の2分の1	災害による被害を受けた時点において、磐田市に住居を有した者(生活の本拠が磐田市内にあり、かつ、磐田市の住民基本台帳に記載された者に限る。)死亡した場合は、その遺族	磐田市生活復旧支援の振込口座申出書	【申請方法】 ○窓口 ○郵送 【申請期限】 当面の間
【No.4】 災害見舞金の支給 (日赤磐田市地区)	災害により被害を受けた市民に対し、その被害の程度に応じて見舞金を支給します。 死亡した場合:一人につき30,000円 住居が全壊又は流出した場合:一世帯につき10,000円 住居が半壊した場合:一世帯につき5,000円 床上浸水した場合:一世帯につき3,000円	災害による被害を受けた時点において、磐田市に住居を有した者死亡した場合は、その遺族	磐田市生活復旧支援の振込口座申出書	【申請方法】 ○窓口 ○郵送 【申請期限】 当面の間

<p>【No.5】被災者生活再建支援金の支給</p>	<p>居住する住居が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の住居を解体した世帯へその被害等に応じて支援金を支給します。</p> <p>【全壊世帯の場合の基礎支援金】</p> <table border="1"> <tr><th>世帯員の数</th><th>支援金</th></tr> <tr><td>2人以上</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>単身</td><td>75万円</td></tr> </table> <p>【全壊世帯の場合の加算支援金】</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>内容</th><th>支援金</th></tr> <tr><td rowspan="3">2人以上</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td></tr> <tr><td>補修</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>賃貸</td><td>50万円</td></tr> <tr><td rowspan="3">単身</td><td>建設・購入</td><td>150万円</td></tr> <tr><td>補修</td><td>75万円</td></tr> <tr><td>賃貸</td><td>37.5万円</td></tr> </table> <p>【大規模半壊世帯の場合の基礎支援金】</p> <table border="1"> <tr><th>世帯員の数</th><th>支援金</th></tr> <tr><td>2人以上</td><td>50万円</td></tr> <tr><td>単身</td><td>37.5万円</td></tr> </table> <p>【大規模半壊世帯の場合の加算支援金】</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>内容</th><th>支援金</th></tr> <tr><td rowspan="3">2人以上</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td></tr> <tr><td>補修</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>賃貸</td><td>50万円</td></tr> <tr><td rowspan="3">単身</td><td>建設・購入</td><td>150万円</td></tr> <tr><td>補修</td><td>75万円</td></tr> <tr><td>賃貸</td><td>37.5万円</td></tr> </table> <p>【中規模半壊世帯の場合の基礎支援金】</p> <table border="1"> <tr><th>世帯員の数</th><th>支援金</th></tr> <tr><td>2人以上</td><td>0円</td></tr> <tr><td>単身</td><td>0円</td></tr> </table> <p>【中規模半壊世帯の場合の加算支援金】</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>内容</th><th>支援金</th></tr> <tr><td rowspan="3">2人以上</td><td>建設・購入</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>補修</td><td>50万円</td></tr> <tr><td>賃貸</td><td>25万円</td></tr> <tr><td rowspan="3">単身</td><td>建設・購入</td><td>75万円</td></tr> <tr><td>補修</td><td>37.5万円</td></tr> <tr><td>賃貸</td><td>18.75万円</td></tr> </table> <p>【半壊でやむを得ず解体した世帯の場合の加算支援金】 全壊世帯と同額になります。</p> <p>※建設とは被災した住宅を解体し新しい住宅を建設すること ※補修とは被災した住宅の一部を新しい住宅の一部として増築、改築すること ※賃貸とは借家・賃貸アパート等へ入居すること（公営住宅を除く）</p>	世帯員の数	支援金	2人以上	100万円	単身	75万円		内容	支援金	2人以上	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃貸	50万円	単身	建設・購入	150万円	補修	75万円	賃貸	37.5万円	世帯員の数	支援金	2人以上	50万円	単身	37.5万円		内容	支援金	2人以上	建設・購入	200万円	補修	100万円	賃貸	50万円	単身	建設・購入	150万円	補修	75万円	賃貸	37.5万円	世帯員の数	支援金	2人以上	0円	単身	0円		内容	支援金	2人以上	建設・購入	100万円	補修	50万円	賃貸	25万円	単身	建設・購入	75万円	補修	37.5万円	賃貸	18.75万円	<p>居住する住居が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の住居をやむを得ず解体した世帯</p>	<p>【全壊・大規模・中規模半壊の被害を受けた世帯】</p> <p>【基礎支援金】</p> <p>①「被災者自立生活再建支援補助金交付申請書」(様式第1号) ②「被災者自立生活再建支援補助金申請明細書」(別紙様式第1号) ③住民票(世帯全員が確認できるもの)(原本) ④り災証明書(原本) ⑤振込口座の通帳のコピー(補助金の振り込みに必要です。)</p> <p>【加算支援金】</p> <p>⑥建築又は購入契約書のコピー(住宅を建設又は購入する場合) ⑦修繕契約書のコピー(住宅を補修する場合) ⑧賃貸借契約書のコピー(住宅を賃借する場合)</p> <p>【半壊の住居をやむを得ず解体した世帯】</p> <p>【基礎支援金】 上記①～⑤書類に解体が確認できる書類</p> <p>【加算支援金】</p> <p>⑥建築又は購入契約書のコピー(住宅を建設又は購入する場合) ⑧賃貸借契約書のコピー(住宅を賃借する場合)</p>	<p>【申請方法】 ○窓口 ○郵送</p> <p>【申請期限】 ■基礎支援金 令和5年 10月22日 ■加算支援金 令和7年 10月22日</p>
世帯員の数	支援金																																																																								
2人以上	100万円																																																																								
単身	75万円																																																																								
	内容	支援金																																																																							
2人以上	建設・購入	200万円																																																																							
	補修	100万円																																																																							
	賃貸	50万円																																																																							
単身	建設・購入	150万円																																																																							
	補修	75万円																																																																							
	賃貸	37.5万円																																																																							
世帯員の数	支援金																																																																								
2人以上	50万円																																																																								
単身	37.5万円																																																																								
	内容	支援金																																																																							
2人以上	建設・購入	200万円																																																																							
	補修	100万円																																																																							
	賃貸	50万円																																																																							
単身	建設・購入	150万円																																																																							
	補修	75万円																																																																							
	賃貸	37.5万円																																																																							
世帯員の数	支援金																																																																								
2人以上	0円																																																																								
単身	0円																																																																								
	内容	支援金																																																																							
2人以上	建設・購入	100万円																																																																							
	補修	50万円																																																																							
	賃貸	25万円																																																																							
単身	建設・購入	75万円																																																																							
	補修	37.5万円																																																																							
	賃貸	18.75万円																																																																							
<p>【No.6】被災者生活再建支援金の支給(市単独事業)</p>	<p>居住する住居が半壊の被害を受けた方に生活再建の支援をするために支給します。</p> <p>【持ち家】 単身世帯:150,000円 それ以外の世帯:200,000円</p> <p>【賃貸住宅など】 単身世帯:100,000円 それ以外の世帯:150,000円</p>	<p>居住する住宅に半壊の被害を受けた世帯</p>	<p>被災者生活再建支援金交付申請書(様式第1号)</p>	<p>【申請方法】 ○窓口 ○郵送</p> <p>【申請期限】 令和5年 10月22日</p>																																																																					

(2) 住宅に関する支援

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・期限
【No.7】 住宅の 応急修理	被災した住宅について、必要最小限度の応急修理に要する費用の一部を市が業者に直接支払います。 【限度額】(1世帯当たり) 半壊以上 655,000円以内 準半壊 318,000円以内 ・限度額を超える費用、対象外の工事部分の費用は自己負担となります。	・災害により住宅が準半壊以上の被害認定を受けている者 ・自らの資力では応急修理を実施することができない者 ・応急修理を行わなければ、日常生活を営むことができない者	・住宅の応急修理申込書 ・資力に関する申出書 ・罹災証明書 ・被害状況が分かる写真 ・修理見積書 【修理業者】 ・請書 ・工事完了報告書 ・工事写真(施工前・中・後)	【申請方法】 ○窓口 ○郵送 【期限】 令和5年9月22日までに工事完了報告書を提出
土砂など 障害物の除去	終了			
借上げ型応急 住宅の提供				
床上浸水家 屋用消毒液 の配布				

(3) 税・料等に関する支援

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・期限
個人市県民 税の減免	終了			
固定資産税 の減免				
国民健康保 険税の減免				
後期高齢者 医療保険料 の減免及び 徴収猶予				
介護保険料の 減免・徴収猶予				
介護保険 サービス利用 料の減免				
障害福祉 サービス利用 料の減免				
障害児通所 支援利用料 の減免				

教育に関する支援

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・期限
被災児童・生徒への学用品給与	終了			
放課後児童クラブ利用料の減額又は免除				
幼稚園・保育園等の利用料の減額又は免除				

貸付支援

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・期限
災害援護資金の貸付け	終了			

事業者等に関する支援

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・期限
被災事業者事業継続支援金の支給	終了			
被災農業者事業継続支援金の支給				

(4) その他の支援

支援制度	概要	対象者	必要書類	申請方法・期限
災害救援品等の支給 (日赤静岡県支部)	終了			
【No.8】 災害廃棄物の処理手数料の免除	台風15号の大雨被害による災害ごみを磐田市クリーンセンターや中遠広域粗大ごみ処理施設に自己搬入される場合には、処理手数料を免除します	市内で発生した災害ごみを処理する方	罹災証明書	【申請方法】 ○窓口 【受付場所】 ・磐田市クリーンセンター ・中遠広域粗大ごみ処理施設 【申請期限】 当面の間
上下水道料金の減免	終了			
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与				
自家用車等被災者へのタクシー助成券の交付				

9 国・県税の特別措置

主な税目	概要	問合せ先
所得税及び復興特別所得税	災害により、住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除が受けられる場合があります。	磐田税務署 ☎0538-32-6111
国民年金保険料	災害により、住宅や家財等が損害した際、国民年金保険料の納付が免除される場合があります。	浜松東年金事務所 ☎053-421-0192
自動車税	災害により、自動車を修繕・買い換えした際の自動車税の減免を受けられる場合があります。	磐田財務事務所 ☎0538-37-2211
個人事業税	個人事業税を納付している個人事業主が被災した場合に、個人事業税の減免を受けられる場合があります。	磐田財務事務所 ☎0538-37-2221
不動産取得税	以下の場合に不動産取得税の減免を受けられる場合があります。 ・不動産が滅失、損壊し3年以内に代替の不動産を取得した場合 ・不動産を取得した日から3カ月以内に滅失又は損壊した場合	磐田財務事務所 ☎0538-37-2222

10 その他

内容	問合せ先
ワクチン接種券の紛失	新型コロナワクチン接種券を紛失された方へ、再発行等を行います。 【新型コロナウィルスワクチン対応室】 ☎0120-156-709(コールセンター) 受付時間:9時~17時(毎日)
電気料金の特別措置	申し出に応じて、電気料金などの特別措置を行います。 【中部電力カミライズ株式会社 カスタマーセンター】 ☎0120-921-697 受付時間:9時~17時(土・日・祝日は除く)
NHK 放送受信料の免除	申し出に応じて、放送受信料の免除を行います。 【NHK静岡放送局 経営管理企画センター視聴者グループ】 ☎054-654-5200 受付時間:10時~17時(平日)
住宅に関する相談	住宅に関する悩みや不安など様々な相談に対応しています。 【公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター】 ☎0570-016-100(住まいるダイヤル) 受付時間:10時~17時(平日)
請求書トラブルに関する相談	大規模災害に便乗した悪質商法等のトラブルに関する相談を受け付けています。 【消費生活センター】 ☎0538-37-2113 受付時間:8時30分~17時(平日)
ボランティアの依頼	ボランティアの依頼や生活に関わる困りごとの相談を受け付けています。 【磐田市ボランティアセンター】 ☎0538-37-9617 受付時間:8時30分~17時(平日)
弁護士法律相談	さまざまなお悩みに関する相談を受け付けています。 【市民相談センター】 ☎0538-37-4746 受付時間:8時30分~17時15分(平日) 【磐田地区労働者福祉協議会】 ☎0538-32-2706 受付時間:9時30分~12時30分(平日)
事業者向け相談	中小企業・小規模事業者向けの相談は、磐田商工会議所・磐田市商工会にご相談ください。 【磐田商工会議所】 ☎0538-32-2261(平日:9時~17時) 【磐田市商工会】 《本所(豊田支所)》☎0538-36-9600 《豊岡支所》☎0539-62-2266 《福田支所》☎0538-58-0101 《竜洋支所》☎0538-66-2524